

グローバル・リスクとしての 反競争的行為

麗澤大学大学院 経済研究科

教授 高 巖

*本記事の参考データを日外協サイトでご覧いただけます。

<http://www.joea.or.jp/publication/globalmanagement/referencedata>

今回、日本在外企業協会の『企業グローバル行動指針』（以下、『指針』）に「反競争的行為」に関わる事項が追加された。この行為が企業にとって大きなグローバル・リスクとなっているためである。反競争的行為とは、通常、「公正な競争を妨げる行為」全般を指すが、グローバル・ビジネスで特に注意を要するのは「ハードコア・カルテル」と呼ばれる「製品価格の操作を目的とした調整行為」である。

『指針』がこれを問題とするのは、次の認識に立っているからである。すなわち、市場は「企業間の自由な競争を促すことで、社会や国家を潤す」。その意義にも関わらず、影響力のある企業同士が市場の裏で価格を操作すれば、「市場が生み出すはずの利益は失われ、さらには富や所得の配分に関わる正義」まで歪めてしまう。「正義が歪む」のは、カルテルにより消費者などの「社会的弱者」がより多くの支払いを強いられ、調整行為に加担した「強者」が不当な利益を得るからである。

また『指針』は、企業が「自由な取引という恩恵」に浴し続けるには、「市場が求める『公正な競争』という大原則を尊重し、これに従う必要がある」と説く。ないがしろにすれば市場に対する政府の介入が拡大し、結果として政府は企業の自由な活動を必要以上に制約することになるからである。

もっとも、この認識は西側先進国がこれまで共有してきた「基本姿勢」でもある。しかしながら、

20世紀には、「基本姿勢」を聞いただけで自身の業務プロセスを精査し、必要な措置を講ずるようなグローバル企業はほとんどなかった。このため、主要国は米欧を中心に、20世紀末から今世紀にかけて、市場の機能を阻害するカルテル行為を重罪と位置付け、加担企業を容赦なく摘発・起訴するようになっていった。

本稿では、この変化を3つの視点から整理し、調整行為がいかに大きな訴訟リスクになっているかを確認したい。

域外適用の進展と協力体制

第1に、主要国は様々な論理を用いて、自国の競争法を「国外で行われた行為」にまで適用するようになってきている。通常、法の執行は管轄権が及ぶ範囲とされ、国内に限定される。しかし、米シャーマン法第1条の管轄権は国外にまで及ぶ。米司法省は、国外での調整行為であっても、その影響（効果）が米国に及べば、外国企業でも容赦なく摘発・起訴する。欧州連合も状況は同じだ。域外での調整行為であっても、域内に影響が及べば、EU機能条約第101条に基づき、サンクション（制裁）を課す。

2011年以降、自動車部品カルテルで多くの日本企業や日本人が米欧当局より摘発・起訴されているが、関係者は問題がここまで大きくなるとは考えていなかったはずである。司法省最新情報